

学校法人制度改革特別委員会 (第1回)	資料2
令和4年1月12日(水)	

学校法人制度改革特別委員会運営規則(案)

令和●年●月●日
大学設置・学校法人審議会学校法人分科会
学校法人制度改革特別委員会主査決定

(総則)

第一条 学校法人制度改革特別委員会(以下「特別委員会」という。)の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、学校法人分科会運営規則(平成13年2月21日学校法人分科会長決定)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(主査職務代理)

第二条 学校法人分科会運営規則第7条第5項の規定にかかわらず、主査に事故があるときは、特別委員会に属する委員のうちから主査のあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(書面による協議)

第三条 主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴することができる。

2 前項の規定により協議を行った場合、主査は次の会議においてその状況を報告しなければならない。

(会議の公開)

第四条 特別委員会の議事については、「大学設置・学校法人審議会の議事内容の公開について」(平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会会長決定)については適用しない。この場合において、特別委員会の議事の公開等の扱いは、次条から第八条までの規定に定めるところによる。

第五条 特別委員会の会議は、公開して行う。ただし、特別の事情により特別委員会が必要と

認めるときは、この限りでない。

- 2 会議の公開の手續その他特別委員会の会議の公開に関し必要な事項は、別に主査が特別委員会に諮って定める。

(会議の取材)

第六条 特別委員会の会議を取材しようとする者は、あらかじめ、文部科学省私学部私学行政課（この条において「事務局」という。）の定める手續により登録を受けなければならない。ただし、特別委員会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人
 - 二 前号に掲げる者以外の者 原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数
- 2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録取材人」という。）は、主査の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
 - 3 会議の撮影、録画又は録音を希望するものは、取材登録時に登録することとし、会議の撮影、録画又は録音は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、主査又は事務局の指示に従うものとする。
 - 二 スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
 - 三 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
 - 4 登録取材人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
 - 5 主査は、登録取材人が、第二項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による主査又は事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

第七条 主査は、特別委員会の会議において配布した資料を公開しなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第八条 主査は、特別委員会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、主査は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(代理出席)

第九条 私立学校団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ、主査の承認を得て、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。この場合において、私立学校団体を代表する委員は、会議が開かれる前に委任状を主査に提出しなければならない。

2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

3 前2項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人 に対して、委員と同額の謝金を支給することができる。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、特別委員会の議事の手続その他特別委員会の運営に関し必要な事項は、主査が特別委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、特別委員会の決定の日（令和4年 月 日）から施行する。